小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第４２号

千葉県山武郡横芝光町宮川5447番地10

再生債務者　伊藤美智代

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成23年２月10日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（再イ）第１号

福岡県筑後市大字熊野99番地32

再生債務者　上原　　実

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成23年２月14日

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第９号

千葉県富里市七栄39番地17

再生債務者　椎名　孝明

1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月７日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年４月４日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再ロ）第１１８号

大阪府吹田市垂水町３丁目16番24―401号

再生債務者　鹿ノ内孝敏

1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成23年３月10日まで

4　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月28日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３６号

横浜市戸塚区上矢部町667番地コートビレッジ202号

再生債務者　本田　千富

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年２月28日まで

平成23年２月14日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０００３号

栃木県宇都宮市豊郷台２丁目17番地11

再生債務者　長谷川　清

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月１日まで

平成23年２月８日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再ロ）第３号

福岡県春日市紅葉ケ丘西５丁目25番地６

再生債務者　橋本　義弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月１日まで

平成23年２月８日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第６号

山形県長井市清水町１丁目10番19号

再生債務者　金子　祐一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月７日まで

平成23年２月14日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再ロ）第３号

佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲856番地36

再生債務者　小柳隆太郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月８日まで

平成23年２月８日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（再ロ）第１９号

堺市西区鳳中町４丁127番地２　鳳ＳＷＩＮＧ203号

再生債務者　市岡千賀子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月10日まで

平成23年２月10日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第６号

熊本市東本町21番２―508号

再生債務者　湯口　　健

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月10日まで

平成23年２月10日

熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第６号

大阪府泉南市信達市場1738番地の４

再生債務者　岸本見八一

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成22年12月21日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年３月９日まで

平成23年２月９日

大阪地方裁判所岸和田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取中更正

平成２２年（再ロ）第２３号

埼玉県幸手市栄４番14―102号

再生債務者　田代　英樹

1　主文　当裁判所が平成23年１月28日になした給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取中、再生債務者の住所につき「埼玉県幸手市栄４番14―410号」とあるのを「埼玉県幸手市栄４番14―102号」と更正する。

2　決定年月日　平成23年２月９日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第７号

新潟県長岡市松葉２丁目２番20号

再生債務者　関谷　　浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年１月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月14日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

福島県会津若松市北会津町北後庵336番地

再生債務者　坂内　眞弓

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月14日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２２年（再ロ）第３号

福島県会津若松市真宮新町南１丁目27番地の３

再生債務者　安藤　裕明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月14日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２２年（再ロ）第３号

広島県福山市今津町327番地２　セイハウス21―306

再生債務者　谷辺　直希

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月14日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係